

第3回岡山県一般機械器具製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和5年10月25日（水） 午前10時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室A

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

(1) 最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から7円引き下げた42円を提示する。

最低でも4%の引上げは確保したいと考えているが、地賃に対する優位性や近隣県との格差是正も考慮すると、労側として42円は確保したい。

今年は全国加重平均が1,000円を超え1,004円となった。多少なりともリスクのある職場である一般機械の特定最賃にもかかわらず、小売などの業種と肩を並べるような状況になっている。インフレの時代に賃金を上げていくことが必要だと思っている。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額から5円引き上げた25円を提示する。

経営者協会、連合の調査結果によると、賃金引上げ率は3.04%。3.04%を一般機械の特定最賃額972円に乗じると約30円になる。帝国データバンクの報告によると、コスト上昇分の価格転嫁ができたところは実質的に44%、13%の企業は全く価格転嫁ができていないという調査結果である。その内中小企業の割合は全体の70%で、コスト上昇分の全てが価格転嫁されているわけではない状況。

できるだけ零細企業の立場を重んじた提示額とし、それ以上の引き上げについては各企業で判断をしていけばいいのではないかと考えている。

(2) 金額提示後、労使双方から労使協議の意向が示され、協議の結果、労使から金額の提示はなされず労使合意には至らなかった。

労使双方から、これ以上の金額提示が困難なことの意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料
なし